

藍住町工事費内訳書取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の規定及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号) (以下「入契法」という。)の規定に基づき、工事費内訳書の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 藍住町が発注する建設工事(建設業法第2条第1項に規定する建設工事をいう。)のうち、一般競争入札及び指名競争入札に付するものについて、入札参加者は工事費内訳書を提出しなければならない。

(様式)

第3条 工事費内訳書は、別紙様式1に掲げるものを標準の様式とする。ただし、次の各号のそれぞれを満たす内容が記載されたものについては、工事費内訳書として提出することができる。

- (1) 入札参加者の氏名及び工事名が記載されていること
- (2) 工事費の内訳が、費目及び工種ごとに分かれて記載されていること。なお工種以下の更に詳細な内訳を記載してもよい
- (3) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費(入契法第12条に規定するその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳)(以下、「内訳1」という。))並びに材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費(入契法第12条に規定する材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの)(以下「内訳2」という。)が記載されていること
- (4) 工事費内訳書の工事価格と入札書の入札金額が一致していること
- (5) 工事費内訳書の工事価格と、内訳1の各金額欄の合計が一致していること
- (6) その他藍住町より指定された内容が記載されていること

(提出の時期と方法)

第4条 入札参加者は入札時に、工事費内訳書を入札書と併せて提出しなければならない。

(提出された工事費内訳書の取扱い)

第5条 提出された工事費内訳書は、原則返却しない。

- 2 提出された工事費内訳書は、入札関係書類として保管する。
- 3 提出された工事費内訳書の引換え、変更又は撤回は原則認めない。

(入札の無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。

- (1) 工事費内訳書が未提出の場合
- (2) 工事費内訳書が複数提出され、当該入札の工事費内訳書が特定できない場合
- (3) 第4条の提出方法によらず提出された場合
- (4) 入札参加者名の記載がない場合又は相違がある場合
- (5) 入札参加者の実印又は使用印の押印を欠く場合
- (6) 工事名の記載がない場合又は相違があり工事の特定ができない場合

- (7) 工事費内訳書の工事価格と、入札書の入札金額が一致しない場合
- (8) 工事費内訳書の工事価格と、内訳1の各項目の合計金額が一致しない場合
- (9) 工事費内訳書の記載内容が、第3条で指定した記載内容を満たしていない場合
- (10) 工事費内訳書の金額欄に、空欄又は0円と記載のある場合（内訳2を除く）
- (11) 工事費内訳書の金額欄に、値引きの記載がある場合
- (12) その他工事費内訳書に不適切と思われる記載又は不備がある場合

（審査）

第7条 提出された工事費内訳書は、開札時にその内容を審査する。審査の結果、第6条の規定に該当するものがあつた場合、当該入札者の入札を無効とする。

2 入札終了後、提出された工事費内訳書について疑義が生じたときは、当該入札参加者に説明を求める場合がある。これに対し当該入札者は、早急に回答しなければならない。また、疑義の内容が第6条の規定に該当した場合、当該入札者の入札を無効とする。

（雑則）

第8条 この要領に定めるものの他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。